

法務省民二第459号  
平成22年3月19日

法務局民事行政部長 殿  
(東京を除く)  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の取扱いについて(通知)

標記について、別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職あてに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨資管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙甲号  
2不登1第415号  
平成21年12月10日

法務省民事局民事第二課長 殿

東京法務局民事行政部長

登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の取扱いについて(照会)

不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第63条第2項に規定されている登記識別情報が知られないようにするための措置として、不動産登記事務取扱手続準則(平成17年法務省民二第456号民事局長通達。以下「準則」という。)第37条第2項の規定により、登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールをはり付けるものとされていますが、同シールの一部のはがれ方が不完全であるため、登記識別情報の一部を読み取ることができない状態になったことにより、登記の申請の際に登記識別情報を提供することができなくなった場合には、準則第42条第1項第1号の「登記識別情報が通知されなかった場合」に該当するものとし、不動産登記法(平成16年法律第123号)第22条ただし書の「登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合」として取り扱って差し支えないと考えますが、いささか疑義がありますので、照会します。

別紙乙号  
法務省民二第458号  
平成22年3月19日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

登記識別情報を記載した書面の登記識別情報を記載した部分が見えないようにするシールのはがれ方が不完全であることにより登記識別情報が読み取れない状態になった場合の取扱いについて(回答)

客年12月10日付け2不登1第415号で照会のありました標記の件については、貴見のとおりと考えます。